

西欧中世比較史料論研究：平成18年度研究成果年次 報告書

岡崎，敦
九州大学大学院人文科学研究院：助教授

赤江，雄一
日本学術振興会特別研究員

大黒，俊二
大阪市立大学文学部：教授

足立，孝
弘前大学人文学部：専任講師

他

<https://hdl.handle.net/2324/1932624>

出版情報：2007-02
バージョン：
権利関係：

3. 研究会「イングランドと大陸王文書の比較研究」

日時：2006年7月8日（土）13時30分から

7月9日（日）10時30分から

場所：九州大学文学部西洋史学研究室

共通テーマ「1200年ごろまでのイングランドと大陸王文書の比較研究」

報告：

森 貴子 「中世イングランドにおける王文書の展開

—ヘンリ2世期まで—

安部恵里香 「ヘンリ2世の大陸統治 —王文書の分析を中心に—

梅津教孝 「メロヴィング王文書とカロリング王文書

—その形の比較を中心に—

岡崎 敦 「初期カペー王の文書 —統治と文書形式—

1200年ごろまでの時期を対象として、イングランドと大陸の王文書の比較研究を目指して、研究報告会を開催した。

王文書は、伝統的に、歴史学のみならず文書形式学においても、もっとも古い研究蓄積を有する研究対象である。文書刊行も進んでいるほか、新たな問題関心の実験場ともなっているにもかかわらず、わが国では、個別研究はもとより、研究動向の十分な吟味も十分ではないように思われる。今回は、1200年ごろまでの時期を対象に、イングランドと大陸の王文書の比較を試みた。単なる文書形式論にとどまらず、統治実践の検討という課題にも挑戦した。

森報告では、アングロ=サクソン期からノルマン期にいたるイングランド王文書のあり方と研究の課題が網羅的に提示された。安部報告では、強力なイングランド王というイメージが強いヘンリ2世に関して、その故地である大陸での統治のありようを、王文書からの所見で探る試みである。梅津報告は、文書の物理的概観の側面への関心の高まりという研究の現状を念頭に、中世初期のフランク王文書の形式を再検討している。岡崎報告は、初期カペー王の文書と統治実践に関する最近の諸研究の成果をまとめ、今後の課題を展望した。

以下は、各報告者が、当日の報告をもとに、あらたに書き下ろしたものである。加えて、北の地域に対象がかたよったことを念頭に、南欧研究者によるコメントをあらたにお願いした。

中世イングランドにおける王文書の展開 —ヘンリ二世期まで—

森 貴子

はじめに

イングランド中世社会を理解するために、重要な史料とされてきたものの一つが王文書である。これらの伝える内容に注目することで、王権の進展や王国統治体制、社会組織のあり方が論じられてきた。そして、真正性の吟味などを通じて、これら王文書を実証研究の素材とするための前提を準備してきたのが、文書形式学である。ただしその成果は、史料批判によって確実なテキストを歴史学に提供するという、補助学的なものにとどまるわけではない。王文書を特定の形式性を持つ文書の一類型ととらえた上で、文言、外観、作成過程そして機能の仕方に至るまでを検討対象とする文書形式学が、さらに進んで、その文書を生みだした社会について貴重な発言を行っていることは、間違いないのである。

本報告の目的は、アングロ・サクソン期からヘンリ二世期までの王文書の展開を、主として文書形式学の成果に学びつつ概観的に整理することであった。具体的には *diploma* と *writ* に対象を絞ったが、それはこれらが長期にわたって作成され続け、中世イングランドの王国統治に重要な役割を演じたと評価されているからである。*diploma* と *writ* は、形式や機能、普及時期を違えつつも互いに影響しあいながら、イングランド独自の王文書の展開を可能とした。ここでは概説に終始してしまっただが、王文書の形式学的追跡からどのような中世イングランド像が提示されているかを明らかにし、またそこからいかなる問題が現れてくるかを指摘しようと試みた。

1. アングロ・サクソン期

(1) *diploma*

イングランドにおける王文書作成の歴史は、キリスト教の受容と共に始まる。宣教師によって導入されたラテン文字を用い、まずは王による教会への恒久的な財産譲渡を確実化するために、ローマ末期の私文書をモデルとして発給された。これは大陸と類似の *diploma* という形式を持つが、当時はラテン語で *privilegium*、古英語では *boc* とも呼ばれ、アングロ・サクソン期を通じて 1100 通程度が伝来している (Sawyer[1968])。導入時期については長い論争があるが、最古のオリジナル文書は 679 年ケント王の発給とされる。これら王文書は、その教会起源に相応しい形式を持つ。すなわち、宗教的な呼びかけで始まり、土地財産譲渡の宗教的動機が続く。その後具体的な措置 (譲渡者の名前・身分/受領者の名前/対象とされる土地・財産/譲渡の条件/土地の地理的位置・境界) が述べられ、さらに譲渡を侵害した者に対する宗教的な罰 (呪詛)、証人リスト、日付が加えられる。そしてこれらが優れて教会の言語であったラテン語で記録されているのである。

前述のように王文書は、教会関係者への財産の恒久的譲渡を示すために導入されたが、初期においてはその機能は象徴にとどまっていたとされる。譲渡の効力自体は、証人たちの面前で行われる儀式によって保証され、その過程で王から受領者に渡される文書は、ことに証人となった俗人たちにとっては、記録された内容よりもむしろ、土地引き渡しを可視化する点に価値を有していたのである。しかし王文書は、特権的に保有される土地 (ブックランド, *bockland*/*bookland*) を創りだしたために、8 世紀後半には俗人もそれを欲するようになる (俗人宛王文書の登場)。また、ブックランドが移譲される場合には王文書もともに移されたため、その所持がブックランド保有の根拠となり始めた (王文書の権利証書化)。さらに 9 世紀頃からは、内容や言語の点でも変化が現れ始める。いわゆる三公負担 (軍役・橋梁修築・城塞建築) への言及が現れると同時に、譲渡対象とされた土地に関する境界標示がより頻繁か

つ詳細となってくる。そしてこうした在地の詳細な情報を記す際には、ラテン語ではなく、古英語が利用されるようになってくるのである。

ところで、イングランドの王文書には、いくつかの独自性があると言われる。まず、大陸の王文書が王の尚書部で作成されたのに対し、イングランドではそれが土地財産の受領者によって記録された、という点である。アングロ・サクソン期のイングランドにおける王の尚書部の存在を巡っては根強い論争があるが、少なくとも10世紀初頭までに関してはその不在が一般的主張であり、王文書は受領者側の教会や修道院によって起草されたという。次に注目されるのは、イングランドにおいては、王文書の正当性を保証するはずの印章が付されておらず、さらに証人による署名も、彼ら自身によってなされていないという指摘である。オリジナルで伝来した文書の筆跡から、署名欄は全て同一人物（たいていは本文を記録した書記）によって書かれたことがわかる。さらに特徴的なのは、前述のように、文書作成に日常語（＝古英語）が利用されるようになったことである。とはいっても、diploma形式の王文書の場合はその大半がラテン語で記載され続け、古英語の利用は境界標示など部分的にとどまっている。このことは、8世紀に登場し、9世紀以降に増加した私文書が、遺言、奴隷解放、紛争解決、財産目録、婚姻契約といった多様な内容と形式を持ち、そこで古英語が度々用いられているのに比べると、diplomaにおける伝統的様式の重視という印象を与える。キリスト教的色彩の濃いdiplomaにはラテン語がふさわしいという認識が、アングロ・サクソン期を通じて強固に存在し続けていたことを示すのかもしれない。いずれにせよ、王文書における古英語の利用はdiplomaではなく、アングロ・サクソン末期に新しく登場した書簡形式の令状writで本格化することになる。

(2) writ

中世王国統治の展開において決定的に重要であり、のちに現れる多様な王文書の源泉であるとして注目されてきたwritは、遅くとも10世紀末には登場していたとされる（最古のオリジナルはエドワード証聖王発給の11世紀中頃のもの）。writはそもそも古英語で「書かれたもの」を意味するが、ラテン語でbreveと呼ばれたことからわかるように、簡潔さをその特徴の一つとしていた。また、本来の機能は、行政上の命令を州集會などを通じて在地社会に読み上げて伝達することであったために古英語で書かれ、宛名が存在する（書簡形式をとる）。その形式的特徴をまとめてみると、冒頭には発給者名、宛名、挨拶文が三人称単数で記載されている。その後、命令を伝える告知文が一人称で簡潔に記され、末尾には短い別れの挨拶がある。さらに、命令に背いた者に対する罰が含まれることもある。diplomaとは異なり、日付がなく証人リストもないが、かわりに、羊皮紙下部に途中まで切れ目を入れてひも状にし、これに両面印章を付すことで有効性が保証されている。起源については、大陸の影響を重視する議論もあったが、普及時期や形式上の相違から、現在ではその直接的影響は認められず、イングランドにおける王国統治の実質化に伴って独自に出現したとする論調が一般的である。

writの内容は、紛争解決命令や司教・修道院長の叙任、貢租支払い命令など多彩であり、統治上のあらゆる側面に関して、国王の指示を伝えるためにこれが用いられたことがわかる。ただし、その機能が「命令伝達」という一時的な性格のものであったため、現在まで伝来している数が実際に発給されたもののごく一部である可能性を考慮しなくてはならない。というのも、アングロ・サクソン期からは121通のwritが伝来しているが、そのうち明確に行政命令として分類できるものは数が少ないのである。むしろその大多数は、もともとwritが担っていたのとは異なる機能を果たすようになっており、そのために注意深く保管されて今日に至ったと考えられる。すなわち、writが権利証書化してくるのである（いわゆるwrit-charter）。

既に述べたように、権利証書として普及していたのはdiplomaであり、命令伝達文書として登場したwritとこれとは、本来はそれぞれ別の機能を果たしていた。そのことは、writの文中にdiploma（原語では**boc/privilegium**）への言及があることから明らかである。例えば、1061年から66年の間に作成さ

れた writ でエドワード証聖王は, Wells 司教であるギソ(Giso)に Wedmore の土地を与えたことを, Wessex 伯ハロルドを始めとして在地の役人や貴顕たちに知らせているが, 最後に司教に対して「この件について *privilegium* を作成するように」と指示している (Harmer[1989], no. 68. 残念ながら, この譲渡を記載した diploma 自体は伝来していない)。ここからは, 証書としての diploma と, 在地への伝達文書としての writ という両者の機能を相互補完的に用いて, 財産譲渡を確実化しようとする姿勢が看取できるのである。しかし, こうした機能分担は, 長くは続かなかったようだ。というのも, 伝来 writ のほとんどが, diploma との関連に触れることなく, 土地財産・特権の譲渡自体を記載しているのである。こうして権利証書化した writ は, 徐々に diploma に取って代わるようになる。その理由については, writ に付された国王の印章が財産保持の正当性を可視的かつ実効的に保証したからという説 (Chaplais[1973], p.50), あるいは writ の簡潔性が王国統治実務の増大に伴った文書発給の増加に適合的だったとの説 (松垣[1972], 131~143 頁) などがある。writ の普及と diploma の衰退という事態はノルマン征服後に本格化するが, アングロ・サクソン期に関してはその傾向を見出すことはできる。ソーヤー(Sawyer [1968])のリストから diploma と writ の割合を計算してみると, エセルレッド二世の発給した文書では 98%対 2%, クヌートでは 77%対 23%, ハルサクヌートでは 60%対 40%, エドワード証聖王に至っては 40%対 60%と, writ の占める割合が増加し, diploma を凌駕していく様子がみてとれる。

writ 形式の王文書の登場に関連して, 国王尚書部の存在についても踏み込んだ議論がなされている。少なくとも writ に付される印章を管理する人物がいたはずで, その一人として, エドワード証聖王の writ で「私の司祭」「尚書部長官」(*cancheler, chancellor*) などと呼ばれたレゲンバルド(Regenbald)が挙げられている(Harmer [1989], no. 44, no. 112. ただし後者 writ の真正性には問題がある。また, Chaplais[1973], p. 61 を参照)。彼はウィリアム征服王の下でも活躍したと考えられており, こうした国王役人の登用継続が, ノルマン征服以降の王文書の連続的な展開を可能にした一つの要因とされているのである。

2. ノルマン征服以後

ノルマン征服以降, イングランドは, 大陸出身の王によって統治されることになったが, それでも王文書はアングロ・サクソン末期からの流れを汲みつつ展開していくことになる。

まず, diploma はますます衰退の一途を辿ることになる。そして, 行政上の役割と証書としての機能との二つを果たすようになった writ は, それぞれの機能に応じて形式的にも明確に分化していく。行政手段としての writ (これを writ-mandate と呼んでおこう) は, 法の施行や裁判の執行, 軍役, 財政的処置など, 統治に関するあらゆる命令を伝えるもので, 宛先は個人・地域共同体・役人集団となっている。これに対して, 土地・特権譲渡証書としての writ (writ-charter) は, 大司教や司教, 伯などの有力者を始めとして, 広い社会層に宛てる形式をとる。告知部分も, どちらかといえば長めである。また, ウィリアム征服王期には writ にはもともとなかった証人欄が付されるようになってくるが, そこでも writ-mandate の場合には国王家中の役人少数が証人となっているのに対し, writ-charter では多くの有力者が名を連ねている。書体や印章のぶら下げ方についても, 証書として長期に渡る効力を期待される writ-charter の方が丁寧であり, 慎重に配慮されていることがわかる。こうした形式的分化はヘンリ二世期までに徐々に確立していくものだが, この期間の展開を単純化して説明すれば, writ-mandate がアングロ・サクソン期の writ からそれほど大きく変化しないのに対し, writ-charter は diploma に強く影響を受け, その特徴を取り込みながら発展していくということができよう。

以上の流れをもう少し具体的に追跡してみよう。ウィリアム征服王は, 1066 年から 87 年の在位期間中に, イングランドの受給者に宛てて 211 通の文書を発給している。そのうち, writ が 127 通, diploma が 18 通となっており, ここでも writ に重心があることが確認できる (他に覚え書きなどが 7 通, 残りの 59 通は後代の偽作とされている。Bate[1998], pp.43-74)。基本的にはアングロ・サクソン末期の手法

を踏襲しており、diplomaには証人による自署も印章もない（一部には印章を持つ例がある）。writも初期の段階では古英語で書かれたし、そこには両面印章（各面にはノルマンディ公とイングランド王を示す文言がある）が付されている。前述したように、王文書作成に関するこうした連続性は、ノルマン征服を挟んでイングランドの役人が継続的に採用されたことを背景とするという。

しかしながら、ノルマン人書記の活動が活発化する1070年代以降には、writに形式上の変化が現れ始める。まず、記載言語としてはラテン語が古英語に取って代わるようになる。過渡的な形態として、古英語とラテン語との二言語併用（bilingual）writも数点伝来しているが、ウィリアム・ルーファス治世（1087-1100年）にはラテン語で記載されるのが通例となってくる。また、国王の称号や具体的な罰則条項、証人、発給地などが記載されるようになり、全体としてwritにdiploma的な要素が取り込まれてきているという印象を受ける。これは、出身地でもつばらdiploma形式の文書に慣れ親しんでいた、ノルマン人書記たちの影響によるところが大きいとされる。

このような変化がもたらされたとはいえ、ウィリアム征服王が王文書の作成と利用に関してアングロ・サクソンの伝統を継承したという議論は、大陸での慣行と比較してみるといっそう説得的となる。ノルマンディでは、征服以前にウィリアムは独自の印章を持たず、writ形式の文書も発給していなかった。そこで親しんでいたのはdiplomaのみとされる。また、征服以降もdiplomaのみを発給し続け、それは自署によって保証された、受領者作成による多様な形式を持ったものであり続けたという。diplomaの一部に印章の付されたものが確認され、これはイングランド側からの影響と考えられているが、王文書作成に関してノルマン征服は、イングランドに対してもノルマンディに対しても、急激な変化を及ぼすことはなかったと結論づけられている。

ヘンリー一世（1100-35年）からは、およそ1500通の文書が伝来しているが、diplomaは数が少なく、概して大陸の受領者に対して発給されているという（Chaplais [1981]）。writについては様式に規則性が見られ、これは作成における尚書部の役割増大を意味すると理解されている。実際のところ、12世紀に関してオリジナルの王文書を検討したビショップによれば、真正性の確かなヘンリー一世文書150通のうち、国王書記の手によるものは89通にのぼり、受領者作成と考えられる15通をはるかに上回っているという（残りの46通は、サンプル不足などの理由から、現段階では同定が不可能だとされる。Bishop [1960]）。またこの検討からは、ヘンリー一世が常時2名から4名の書記を擁しており、それらを合計すれば、王の治世を通じて少なくとも10名の国王書記が存在していたことがわかるとされる。

さらにヘンリー一世文書の特徴づけているのは、これが基本的には従来の形式を踏襲しながらも、その効力をさらに高めるための改善が加えられていることである。ここでは、二点指摘しておこう。ひとつは証人の選定に関する配慮である。証人には、通常、王の親族、家中役人、州長官シェリフなどが名を連ねており、彼らは文書作成時にその場に居合わせた者たちと考えられている。しかし、特定の場所について特定の人物が慣習的に証人となっている例が見られ、彼らは当該地に何らかの利害関係を持つ者たちとされる。これは、文書の内容に異議を唱える可能性のある者をあえて証人に取り込むことで紛争を抑え、国王の指示が安全に実行されるように目論んだ結果と考えられる。

二つ目は、やはり指示の確実な履行を目指して、新たな文言が付加されていることである。すなわち、名宛人が命令を実行しない場合は、他の者にそれを任せるといった代替条項（「もし汝がこれをなさねば、Xがなすべし」）の登場であり、これはヘンリー二世文書ではかなり一般的に見られるようになる。名宛人の代わりに命令を委任されているのがシェリフなどの国王役人であることから、この文言は、最終的な処置が王権によることの表明と考えられるが、これがやがては訴訟などを領主裁判所から移管することを可能にし、王権のさらなる伸張を促したとして、注目されている。

また、この時期には、イングランドだけでなくノルマンディでもwritが発給されるようになってくるが、前述のようにdiplomaも存続していた。ただしこちらは受領者ごとに文言も保証の様式も異なっ

おり、受領者による起草が続いていたことをうかがわせる。

スティーブンの治世（1135-54年）からは、およそ1000通の文書が伝来している。これらは形式の点でヘンリー一世文書との連続性を強く示しているとされるが、それは、スティーブンの即位時にヘンリー一世の書記4人を引き継いだことが要因の一つと考えられる。

中世イングランドの王国統治という点で、その業績を高く評価されているのがヘンリー二世（在位1154-89年）である。種々の調査を実施すると同時に条例を定め、軍事、行政、司法の各面で改革を推進し、王国住民の王権に対する信頼を高めたとされる。ただし、王文書の形式的展開という点では、ヘンリー二世文書の革新性が強調されることは少ない。そこに革新性を認めるとすれば、それはむしろ王文書の利用法にあるのであり、定式性と簡略性という意味で扱いが容易で、すでに長い伝統を持つために受領者にも親しまれていた王文書 *writ* を、王の諸改革を押し進めるために利用可能なツールとして積極的に用いた点が注目される。

このことは、伝来文書数の増加に端的に示されている。ヘンリー二世治世から伝来している王文書は、3000通にのぼると見積もられている（ただし、ヘンリー二世文書はこれまでにまとまった形で刊行されてこなかったため、その最終的な評価については、現在進行中の刊行作業が終了するまで待たなくてはならない。Holt[1997]を参照）。中世文書主義の開始を告げるとされるヘンリー一世文書が、同じ35年間の治世を通じて1500通の伝来を見せているのと比較すれば、この増加はさらに強く印象づけられよう。ちなみに国王書記については、ヘンリー二世の治世二年目にあたる1155年には、10名の存在が確認されている（Bishop[1960]）。

形式面で言及しておくべきこととしては、印章の添付法がある。証書としての *writ-charter* の場合には、羊皮紙下部を折り返し、ここに切り込みを入れて革やひもなどを通し、これに印章を付すというやり方（ダブルタグ）が、ヘンリー二世期に一般的になった。これに対し、行政命令を伝える *writ-mandate* には変化が認められず、既述のシンプルな手法が用いられ続けたという。その他には、*writ-charter* における宛先の順序の固定化、*writ-mandate* における代替条項の頻出など、機能に応じて規則性を獲得する方向で展開していったと考えられている。ただし、ヘンリー二世期までの王文書の規則性を、あまりに強調することは慎まなくてはならない。この時期までに国王尚書部が文書作成のためのマニュアルを保持していたとは考えられておらず、実際に文言などの細かい部分では、書記の個性や受領者側の事情、環境の変化などに起因する、多様なバリエーションが認められている。*writ* の機能がさらに分化し、そこに形式的規則性が強く現れてくるのは、『グランヴィル』のような法書が流布すると同時に、王権の側での文書管理（先例の長期的蓄積）が本格化する、13世紀を待たなければならない。

おわりに

アングロ・サクソン期からヘンリー二世期までの王文書の展開を、主として二次文献に依拠しながら概観してきた。そこで強調されていたのは、王国統治における王文書 *writ* の重要性とその連続的展開であった。キリスト教的要素の強い冗長な *diploma* と比較して、*writ* の持つ簡潔性、表現の正確さ、形式上の規則性は、国家統治の実際的必要性に適合しており、これを多様な目的に利用することを可能にしたという。そして、こうした文書による統治が開始され、王国住民に認知されれば、それがさらなる文書への依存を生み出すという形で、中世文書主義の到来を準備したと考えられている。もちろん、社会状況の変化に応じて *writ* もその形式を変化させていくが（記載言語の変化、*diploma* 的形式の摂取と一部の権利証書化、新たな文言の追加、等々）、王権の命令伝達手段としてのその本来的機能はアングロ・サクソン末期から変わるところがなかった。統治手段としての有用性と社会的承認が、*writ* を、ノルマン征服を挟んでアングロ・ノルマン諸王に継承させ、さらに頻繁に活用すべく促したのである。

王権による *writ* の連続的利用を可能にした具体的要因としては、国王尚書部の役割が注目される。ア

ングロ・サクソン末期の段階ではその組織的活動については不明な点が多いが、ノルマン征服前後で王
文書作成に携わる人物が連続的に登用されたと考えられている点は、前述したとおりである。その後の
諸王についても、王位継承時点には前王の尚書部長官や国王書記を継続的に用いたことがわかっている
(E. B. Fryde, D. E. Greenway, S. Porter and I. Roy eds., *Handbook of British Chronology*, London, 3rd edn, 1986,
pp.83-4 ; Bishop [1960])。これは、王文書発給の重要性とその作成のための専門的技術に関する、王権
側の認識を示すと理解できる。

さて、以上のように従来の王文書研究では、12世紀までの王権の伸張と王国統治に writ の果たした重
要性が高く評価されているのは間違いない。しかし同時に、こうした王権側からの視点のみでは、見え
てこない領域があるのも確かである。最大の問題は、文書に対する受領者側の姿勢が抜け落ちているこ
とである。まずは受領者による王文書の作成が取り上げられなければならない。従来、受領者作成の王
文書は、国王尚書部の成長とともに減少すると考えられてきた。しかし、例えばオリジナルのヘンリ二
世文書に関する最近の研究は、国王尚書部の役割が大きいとされる writ 形式のものについてさえ、受領
者による起草がかなりの程度で存在したことを明らかにしている (Mortimer [1990])。受領者による王
文書作成の慣行は従来主張されているよりは長く存続していたようであり、従って、受領者作成の文書
が王権によって承認される過程にも目を向けなくてはならない。

さらに、王文書の伝来という点からしても、受領者の姿勢を追究することが求められる。12世紀末ま
での王文書は王権によって体系的に管理されていなかったため、その伝来はもっぱら受領者側の保管に
おっている。そのため、文書が発給されてから保管されるまでの間には、受領者による取捨選択という
作業が介在している。とすれば、そこに受領者の意図を読みとる作業が必要とされるのは、むしろ当然
のことであろう。しかもこの時期から伝来している王文書の大半が、もともと受領者側の請願によって
発給されたものだという見解が出されているのであれば、なおさらである (Holt [1997])。

また、伝来王文書の社会的分布にも注意を向ける必要がある。ジョン王治世 (1199-1216 年) からは
国王尚書部によって王文書の写しが保管され始めるが (Charter Rolls, Patent Rolls, Close Rolls など) ,
そのうち Charter Rolls を取り上げてみると、1199 年からの一年間だけで 493 通が発給されていたことが
わかる。この数字だけをみても、前王までの王文書の相当部分が失われていることが強く印象づけられ
るが、さらに問題なのがその社会的分布である。そこに収められた王文書のうち、教会宛のものが 33%、
俗人宛のものは 59% にのぼる。ところが、受領者側の保管によるヘンリ二世文書を検討してみれば、俗
人宛の文書は 10% に満たず、残りのほとんどが教会宛という、顕著な逆転が明らかとなる (Holt [1997])。
教会が文書保管に関して傑出していた点は広く承認される場所であるが、いずれにせよ、我々が現在
手にしている王文書が、保管の点でも発給の点でも、教会によるバイアスを強く受けていることを改め
て認識しなくてはならない。伝来王文書数の増加は、それだけで主要保管組織である教会による王文書、
ひいては王権に対する信頼の高まりを示すことは間違いないが、それを同時に教会による需要の増大と
捉え、その社会的背景を探究する作業が求められるのである。他方で、失われたはずの文書に思いを巡
らすとともに、王権による調査記録など他類型の史料を併せて検討することで、王国統治における王権
側の意図をより鮮明に浮かび上がらせることができよう。

最後に、王文書 writ の積極的活用がイングランドの王国統治に与えた影響を評価するためにも、射程
を広げることが求められる。もともと writ も尚書部もなかったとされるノルマンディでの統治のあり方
と比較することで、イングランドの王国統治の展開に writ が果たした役割と、それが機能した社会的環
境がさらに明らかになると思われる。他の記録も用いつつ、射程と視点を変えながら検討することで、
王文書が浮かび上がらせる中世イングランド像はより豊かなものになるのではないだろうか。

参考文献

<刊行史料>

- Bates, D.(ed.), *Regesta Regum Anglo-Normannorum : The Acta of William I (1066-1087)*, Oxford, 1998
- Birch, W. de Gray (ed), *Cartularium Saxonicum*, 3vols and index, London, 1885-1899
- Bishop, T. A. and Chaplais, P.(eds.), *Facsimiles of English Royal Writs to A. D. 1100*, Oxford, 1957
- Cronne, H. A. and Davis, R. H. C.(eds.), *Regesta Regum Anglo-Normannorum*, iii and iv, Oxford, 1968
- Davis, H. W. C.(ed.), *Regesta Regum Anglo-Normannorum*, I, Oxford, 1913
- Douglas, D. C. (general ed.), Whitelock, D.(ed.), *English Historical Documents*, I, c. 500-1042, London & New York, 1955 (2nd edn, 1979)
- Douglas, D. C. and Greenaway, G. W. (eds.), *English Historical Documents*, II, 1042-1189, Oxford, 1953(2nd edn, 1981)
- Harmer, F. E.(ed.), *Anglo-Saxon Writs*, Manchester, 1952 (2nd edn., 1989)
- Johnson, C. and Cronne, H. A.(eds.), *Regesta Regum Anglo-Normannorum*, ii, Oxford, 1956
- Kemble, J. M.(ed.), *Codex Diplomaticus Aevi Saxonici*, 6vols, London, 1839-48
- Robertson, A. J.(ed.), *Anglo-Saxon Charters*, Cambridge, 1956

<参考文献>

- Bishop, T. A. M., *Scriptores Regis: Facsimiles to Identify and Illustrate the Hands of Royal Scribes in Original Charters of Henry I, Stephan, and Henry II*, Oxford, 1960
- Chaplais, P., ‘Some Early Anglo-Saxon Diplomas on Single Sheets: Originals or Copies?’, *Journal of Society for Archivists*, iii, no. 7, 1968, pp. 315-336
- Chaplais, P., ‘The Anglo-Saxon Chancery : from the Diploma to the Writ’ in F. Ranger (ed.), *Prisca munimenta : Studies in Archival and Administrative History Presented to Dr A. E. J. Hollander*, London, 1973
- Chaplais, P., ‘The Seals and Original Charters of Henry I’, in Do., *Essays in Medieval Diplomacy and Administration*, London, 1981, pp. 260-276
- Clanchy, M. T., *From Memory to Written Record*, Oxford, 1979 (2nd edn., 1993)
- Holt, J. C. and Mortimer. R.(eds.), *Acta of Henry II and Richard I*, List and Index Society, 1986
- Holt, J. C., ‘The Writs of Henry II’, in G. H. Hudson (ed.), *The History of English Law : Centenary Essays on ‘Pollock and Maitland’*, Oxford, 1997
- Keefe, T. K., ‘Place-Date Distribution of Royal Charters and the Historical Geography of Patronage Strategies at the Court of King Henry II Plantagenet’, *Haskins Society Journal* 2, 1990, pp. 179-188
- Mortimer, R., ‘The Charters of Henry II: What are the Criteria for Authenticity?’, *Anglo-Norman Studies* 12, 1990, pp. 119-134
- Sawyer, P. H., *Anglo-Saxon Charters*, London, 1968
- Sharpe, R., ‘The Use of Writs in the Eleventh Century’, *Anglo-Saxon England* 32(2003), pp. 247-291
- Van Caenegam, R. C., *Royal Writs in England from the Conquest to Glanvill*, Selden Society, London, 1959
- Whitelock, D., ‘Introduction’, in Do.(ed.), *English Historical Documents*, I, c. 500-1042, London & New York, 1955(2nd edn, 1979), pp. 369-382
- 吉武憲司「11・12世紀イングランドの writ と writ-charter」, 朝治啓三編『西洋中世史資料の総合研究』(平成7年度～平成9年度科学研究費補助金研究成果報告書, 1998年), 26～29頁
- 松垣 裕『イギリス封建国家の確立』山川出版社, 1972年(「第三章 令状の起源とその背景」, 「第六章 コモン・ロー体系の成立と国王令状」)
- 森 貴子「アングロ・サクソン期文書における古英語の利用-ウスター司教座関連文書の検討から-」, 藤井美男・田北廣道編著『ヨーロッパ中世世界の動態像-森本芳樹先生古希記念論集』九州大学出版会, 2004年, 87～110頁

ヘンリ 2 世の王文書と大陸統治

安部 恵里香

はじめに

12 世紀において、イングランドと大陸にまたがる広大な領域に君臨したヘンリ 2 世の治世は、研究史の上では、奇妙なねじれを示している。イギリス学界、とりわけ政治史・制度史の伝統においては、この時期は、王権強化の決定的時期とみなされるが、ここでは 12 世紀王権をアングロ＝サクソン期から後の時期までの展望のなかに位置づける、「一国的」視点が優越している。これに対して、「プランタジュネット・ドミニオンズ」を提唱するパトゥーレルの主張もあるが、その内実は明確ではない。他方、20 世紀半ば以降は「王権」研究自体が衰えたフランス学界においては、この王の強いキャラクターは認めながらも、その「近代的な」性格には疑問符が打たれる。たとえば、大陸領土は 4 つの固有の領域の集合体でしかなく、統治は依然として封建制を典型とする人間関係に依拠しており、さらにあまりにも著名な親族間の闘争が、安定した統治を妨げた。一言で言えば、脆弱な統治でしかないのである。

このような研究状況のなか、ここでは、ドゥリル編纂の王文書集を利用して、大陸におけるヘンリ 2 世の統治を、あらためて吟味したい。この際、11-12 世紀のフランス王について、文書形式や関係する人間調査によって、王権の「具体的機能」のあり方を探ったルマリニエとブルナゼルの業績が参考になる。対象とする文書は、ドゥリルの文書集に含まれる 889 通のうち、戴冠以後の受益者が大陸の文書、計 485 通である。以下、まずヘンリ 2 世王文書についての基本的な情報、および性格についてまとめ、その後、統治実践の諸面を検討したい。具体的には、統治への強い意欲がみられる統治前半と、これが挫折した後半の時期的対照を念頭に、王文書の受益者および発給地の地理的分布、文書の内容および付帯命令の言及、最後に、文書に証人として言及される司教・大司教について検討する。

1. ヘンリ 2 世文書の編纂刊行

現在刊行されているヘンリ 2 世の文書集は、1916 年から 1927 年にドゥリルと彼の弟子のベルジュによって編纂刊行されたもののみである。この文書集には、889 通（イングランド王戴冠前が 86 通、戴冠後が 766 通、ベルジュによる追加の 37 通）の文書が収められている。この文書集のドゥリルの序論部分から、ヘンリ 2 世の文書局の基本的な情報を得ることができる。特筆すべきは、1173 年から 1189 年の文書には、王の名の後に *Dei gratia* という言葉の導入がある、という彼の主張である。彼のこの主張は、日付が記載されず、年代確定が困難であるヘンリ 2 世の文書の、年代確定の一つの指標となっている。

しかし、この文書集はイングランド伝来のものもわずかに含まれていたが、主に大陸伝来の文書が中心であり、その利用には大きな制限があった。研究者たちは依然として、刊行されたアングロ・ノルマン諸王の文書集と残存する最初期の大法官府の記録のギャップ、1154 年から 1199 年までの王の文書局の体系的な情報の欠落に悩まされている。1972 年以降現在に至るまで、ハウルトを中心として、1154 年から 1199 年にかけて、ヘンリ 2 世、リチャード 1 世、アリエノールやモルタン伯ジョンを含むプランタジュネット家全員の完全な文書の編纂刊行するためのプロジェクトが進行中である。ヘンリ 2 世の文書の総計は、おそらく約 3000 通であると予測されている。収集された中には、大陸伝来でこれまで知られていなかった 50 通が含まれている。

2. ヘンリ 2 世の大陸伝来の文書形式

対象とした文書の多くは、writ-charter であり、非常に簡素で規則的な形式のものが多く、先任の王たちの踏襲とわずかな発展が見られた。その多くは基本的に、冒頭定式（発給者名、宛名、挨拶）、主文（まれに付随的な条項を含むものもある）、末尾定式（証人、発給地）からなっている。

冒頭から、神の呼びかけがなされることはなく、宛先はほぼ、教会人：archiepiscopis、貴族：comitibus, baronibus、役人：justiciis, vicecomitibus、その他役人、家臣：baillivis, omnibus ministris et fidelibus の順に、ヒエラルキ的な配列になっていた。そして、最後に salutem で挨拶がなされる非常に簡素なものであった。主文は大きく、Sciatis quod（二人称複数）と、Precipio quod（一人称単数）で始まるものに分けられる。大多数の内容は、権益の譲渡、確認であった。末尾定式では、証人欄は宛名と同様のヒエラルキ的な配列が守られている。書記は、作成者としてではなく、個々の証人の一人として記載されている。さらに、王自身がこの欄に記載されることもしばしばあった。証人のつぎに発給地が記載され、日付はほぼすべてに欠けている。大陸の文書と違い、印璽の予告がされることもなく、モノグランマもなかった。基本的には、イングランド王伝統の文書形式による文書が、大陸の領土にも発給されていたのである。ヘンリ 2 世の文書局は、王の側近聖職者からなるただ一つの機関があるのみで、文書発給においては、イングランドと大陸との間に区別はなかった。

3. 王文書からみる大陸統治

ヘンリ 2 世の大陸伝来の文書から、大陸における影響範囲と影響力、また、どのような人間が関わっていたのかを検討することが可能である。対象とする文書は、治世の前半（1154 年から 1173 年）については 285 通、後半（1174 年から 1189 年）は 200 通である。治世の後半より前半の方が多く発給されている。

まず、文書の受益者の地理的分布から、大陸における影響範囲を検討する。前半においては、ノルマンディは 213 通、アンジューは 51 通、アキテーヌには 17 通、ブルターニュは 4 通であった。後半においては、ノルマンディーは 157 通、アンジューは 39 通、アキテーヌは 3 通、ブルターニュは 1 通のみであった。治世を通して大多数はノルマンディの受益者のために発給されており、アキテーヌとブルターニュに対してはほとんど発給されていない。ノルマンディでは、治世を通して王の影響力は広範囲に渡っているが、アンジューにおいては、一定の対象、とりわけフォントブロー修道院に集中している。

つぎに、文書の内容から、大陸において行使し得た権力とその強度についてみていく。内容は、大きく、財産の確認、様々な権益の譲渡、確認、王の保護下にあることを確認するための文書と、協定の確認をしている文書、その他の通知命令が記された文書、に分類することができる。ヘンリ 2 世の王文書の大半は権利証書であり、治世前半のブルターニュにおいては、すべてが権利証書であった。治世後半において、ノルマンディ以外の地域では、その他の通知、命令はなかった。文書の本文の末尾に、王の意志の強さを表すために加えられた付帯命令、王の命に背くことの禁止、違反者への罰金、nisi feceris（国王の代理人による代執行）、最終的解決の命令等は、全体的にノルマンディ以外ではあまり見られず、治世の後半より、前半において多い傾向にある。nisi feceris、訴訟の保留、最終的解決を望む記述は、ノルマンディに多く、後半においてはノルマンディ以外では見られない。さらに、罰金に関する記述は、後半には見られなくなる。付帯命令の減少から、王の大陸統治への意志は後半において弱まったとみなしうる。他地域と比較して、付帯命令の多さ、様々な内容の文書の発給から、ノルマンディが王の意志がもっとも明瞭に現われる地域であったと言える。

最後に、どのような人間が関わっていたのか、文書の証人から、特に司教、大司教に絞って検討する。証人となっていたのは、圧倒的な数で、ノルマンディの司教、大司教であった。なかでも、治世を通してバイユー司教が証人となることが最も多かった。さらに、治世の後半には、ノルマンディの司教たち

は、ノルマンディ以外の地域のための文書の証人となっていない。アンジューでは、アンジェとル・マン司教、トゥール大司教のみが、アキテーヌでは、ボルドー大司教とポワティエ司教のみが、わずかな文書の証人となっている。ブルターニュでは、治世の後半にのみ、レンヌとナントの司教が証人となっているが、ノルマンディとは対照的に、すべてブルターニュ以外の地域のために発給された文書であった。ノルマンディ公と関わりが深かったドルの司教が証人となっているものはなかった。

おわりに

以上、現在刊行されているヘンリ 2 世の大陸伝来の文書から、王の統治について検討した。今後の課題として、ヘンリ 2 世によって発行された文書すべての検討、イングランド伝来の文書との比較、さらに、アリエノールやリチャードといった、統治に深く関与した親族の文書の検討の必要性が、強く感じられた。ホウルトを中心とした文書集の編纂、刊行によって、今後様々な検討が可能となり、様々なことが明らかになると思われる。

Sources et bibliographie

A. Sources et catalogues d'actes

- Delisle, L. et Berger, E. (eds.), *Recueil des actes de Henri Ier, roi d'Angleterre et duc de Normandie concernant les provinces françaises et les affaires de France*, 3 vols, Paris, 1916-27.
- Holt, J. C. and Mortimer, R. (eds.), *Acta of Henry II and Richard I: Handlist of Documents Surviving in the Original in Repositories in the United Kingdom*, List and Index Society, Special Series 21, London, 1986.
- Holt, J. C. and Vincent, N. (eds.), *Acta of Henry II and Richard I Part Two: A Supplementary Handlist of Documents Surviving in the Original in Repositories in the United Kingdom, France, Ireland, Belgium and the USA*, List and Index Society, Special Series 27, London, 1996.

B. Bibliographie

- Bishop, T. A. M., *Scriptores Regis*, Oxford, 1971.
- Boumazel, E., *Le Gouvernement capétien au XIIIe siècle. Structures sociales et mutations institutionnelles*, Paris, 1975.
- Boussard, J., *Le comté d'Anjou sous Henri II et ses fils*, Paris, 1938.
- Boussard, J., Les institutions de l'empire plantagenêt, in Lot, F. et Fawtier, R. (eds.), *Histoire des institutions françaises au Moyen Âge*, Paris, 1953, pp. 35-70.
- Boussard, J., *Le gouvernement d'Henry II Plantagenêt*, Paris, 1956.
- Clanchy, M. T., *From Memory to Written Record: England, 1066-1307*, 2nd. ed., Oxford, 1993.
- Everard, J. A., *Brittany and the Angevins: Province and Empire 1158-1203*, Cambridge, 2000.
- Everard, J. A., The "Justiciarship" in Brittany and Ireland under Henry II, *ANS*, 20, 1998, pp. 87-105.
- Eyton, R. W., *Court, Household and Itinerary of King Henry II*, London, 1878.
- Haskins, C. H., *Norman Institutions*, New York, 1918.
- Hivergneaux, M., Queen Eleanor and Aquitaine, 1137-1189, in Wheeler, B. and Pearsons, J. C. (eds.), *Eleanor of Aquitaine: Lord and Lady*, New York, 2002, pp.55-77.
- Holt, J. C., The Acta of Henry II and Richard I of England 1154-1199: the Archive and its Historical Implications, in Ruck, P. (ed.), *Fotografische Sammlungen mittelalterlicher Urkunden in Europa*, Marburg, 1989, pp. 137-40.
- Holt, J. C., The Writs of Henry II, in Hudson, J. (ed.), *The History of English Law Centenary Essays on 'Pollock and Maitland'*, Oxford, 1996, pp. 47-64.

- Kafé, T. K., Place-Date Distribution of Royal Charters and the Historical Geography of patronage Strategies at the Court of King Henry II Plantagenet, *The Haskins Society Journal*, 2, 1990, pp. 179-88.
- Lemaignier, J.-F., *Le gouvernement royal aux premiers capétiens (987-1108)*, Paris, 1965.
- Mortimer, R., The Charters of Henry II: What are the Criteria for Authenticity?, *Anglo-Norman Studies*, 12, 1989, pp. 119-34.
- Richard, A., *Histoire des comtes de Poitou, 778-1204*, 2 vols, Paris, 1903.
- Van Caenegem, R. C., *Royal Writs in England from the Conquest to Granvill*, London, 1959.
- Vincent, N., The Charters of King Henry II: The Royal Introduction of the Royal Inspeximus Revisited, in Gervers, M. (ed.), *Dating Undated Medieval Charters*, Woodbridge, 2000, pp. 97-121.

メロヴィング王文書とカロリング王文書 —その形の比較を中心に—

梅津 教孝

はじめに

本報告のサブタイトルに用いられている「形」とは、文書の形式・フォーマットや、その他、文書に含まれるグラフィックな要素全体をさす。すなわち、文書に描かれている図像的なものはもちろんのこと、文字それ自体の書き方でも「形」の中に含まれる。ヨーロッパにおける王文書の編集・刊行事業は長い歴史をもち〔文献目録 I と II を参照〕、その作業の過程で、オリジナルが伝来しているものについては当然それが参照され、刊本にもその情報はある程度記されている。しかし、19世紀以来王文書を用いる研究の主眼が法制史・国制史に向けられる中で、研究者の関心は、王文書が「どのように」書かれているかではなく、そこに「何が」書かれているかに注がれていたため、「形」に関する研究は必ずしも十分な展開を遂げているとは言い難い。「形」の研究のための研究状況の改善の画期は、1950年代に刊行が開始された *Chartae Latinae Antiquiores*（本報告書でこれに掲載されている文書に言及する場合には、これを *ChLA.* と略記し、その巻数と文書に付された一連番号を並記する）〔文献目録 III-1~7 を参照〕であると言えよう。これは、800年以前という時代的な制約はあるものの、文書の原寸大の写真に掲載し、これに解説と古書体学上の詳細な解説を付しており、この刊行によって、文書の「形」へのアプローチは格段に容易になったのである。

また、ヨーロッパにおいても「形」に対する関心の高まりは、例えばミュンスターのペーター＝リュックが主唱者となって刊行された *Historische Hilfswissenschaften* と題するシリーズの第3巻が、文書の図像的要素にあてられていることからもうかがえよう〔文献目録 IV-10〕。そしてここでは、メロヴィング期の文書および、現在刊行準備中のカロリング朝のルートヴィヒ敬虔王の文書に現れる図像的要素の研究〔文献目録 IV-1, IV-8〕が収録されている。わが国においても、史料を「モノ」として扱い、従来の「書かれたこと」の検討によってでは得ることのできない、豊かな情報をここから汲み取ろうとする動向がある。

本報告は、メロヴィング王文書とカロリング王文書の「形」を比較することにより、それぞれの時代の王文書のあり方の一面を浮き彫りにし、ヨーロッパにおける王文書のあり方を考える際の素材を提供することを目的とする。

I. メロヴィング王文書

メロヴィング王文書について論じる際の根源的問題として、まず、そのオリジナルの伝来数が圧倒的に少ないことをあげておかなければならない。そもそも、コピーを含めたメロヴィング王文書の総数が、新しい刊本によれば、真正文書・偽文書を合わせてもわずか196通に過ぎず、うち真正文書と見なされているものは67通のみであること、そしてオリジナルとして伝来しているのはそのうちの38通〔これらはすべて *ChLA.*, XIII, XIV に収録〕という状況を考えれば、これをもってメロヴィング王文書の「形」を論じるのは、危険でさえあると言えるかもしれないのである。このような限界を踏まえた上で、メロヴィング王文書の「形」について、いくつかの点を以下に指摘しておこう。

メロヴィング王文書は、ペーター＝クラッセン〔文献目録 IV-6〕によれば、その内的・外的な形式のほとんどはローマ皇帝の勅答書 (*rescriptum*) を継承しているという。そして、その文書の形式の大方はカロリング王文書にも受け継がれている。

メロヴィング王文書の素材はまずパピルス、次いで獣皮紙へと転換した。この転換は7世紀の第3四半期に起こったとされている。またその大きさは極めて多様であり、伝来する王文書で最大のものは縦約330mm、横約950mmの大きさをもっている。フォーマットは横長と縦長とがあり、横長から縦長への移行が想定されているが、上述の伝来するオリジナルの数の少なさのために、必ずしも確実なことは言えない。ここで用いられている書体は新クルシーヴァ (*cursive romaine r cente, j ngere r mische Kursive, later Roman cursive*) と呼ばれるものであり、単語と単語の間に空白を挿入することなく文字が書かれている (*scriptura continua*)。この書体と文字の書き方は、ローマのそれを直接に想起させる。

文書の図像的な要素の特徴としては以下の諸点が指摘される。

クリスモンが置かれる場所は3つあるが、すべての文書に3つのクリスモンが書かれるわけではない。第1は文書の冒頭であり、これは通常は本文を記した書記の手による [*ChLA*, XIV, 591 など]。第2は王の下署の前であり、王による自署とされている [*ChLA*, XIV, 579, 591, 593 など]。そして、下署・承認欄の前であり、これは例外なく下署・承認者の自署である [*ChLA*, XIV, 578, 579, 591, 593 など]。

十字架が多用されているのもメロヴィング王文書の特徴である。その形も様々 (+や X など) [*ChLA*, XIII, 558 を参照] で、王や証人の名前の前に置かれている [*ChLA*, XIII, 551, 558, 565, 566, 570 など]。

モノグラムをもつ王文書は少ない。モノグラムは文書の末尾に、王の名前と王の称号にはさまれて置かれている [*ChLA*, XIII, 552, 558]。

印璽は蠟製で文書の右下に付されており、直径は2cmから3cmである。全部で7例が伝来している [*ChLA*, XIV, 572, 576, 578, 581, 585, 589] が、679年6月30日のテウデリヒ3世の印璽が伝来するものの中で最も古い [*ChLA*, XIII, 567]。

「蜂の巣箱」 (*ruche, Bienenkorb*) と呼ばれる承認記号は、王が下署している場合には、王の下署の後、下署・承認者の名前の前に置かれ [*ChLA*, XIV, 584, 591, 593 など]、そうでない場合には、下署・承認者の名前の後に置かれる [*ChLA*, XIV, 578, 587 など]。

その他、メロヴィング王文書に固有な、あるいは特徴的な点は以下の通りである。

数は限られているが、王自身による下署が行なわれており [*ChLA*, XIII, 551, 565, 566, 570; XIV, 577, 579, 583, 588, 591, 593]、これはカロリング王文書には見られない。

また、文書の真正性を保証するために、文書作成後の書き込みを防ぐための措置が行なわれている。これには、各行末の文字の最後の線を右に流して、右のマージンに文字の書き込みができなくする方法 [*ChLA*, XIV, 575, 579, 581, 584, 591]、本文の終わりを改行せずにごく続けて下署を行ったり [*ChLA*, XIII, 550, 558, 560, 561, 564, 567, 570; XIV, 574, 584, 585, 588, 589, 590, 591]、本文の最後の文字を装飾的に書くことによって、それが本文の終わりであることを強調したり [*ChLA*, XIV, 578, 585, 590, 593]、本文が終わるとその後のスペースにジグザグの線を入れる [*ChLA*, XIII, 566; XIV, 573, 575, 577, 581, 583, 584, 586, 587] などの方法がとられている。

ここにかかれてるラテン語には、俗ラテン語の特徴が顕著であり、語頭音添加 (*stabilis*→*estabelis*; *studium*→*estodium* など) や、とりわけ母音の変化 (*nomine*→*nomene*; *monasterium*→*monastirium* など) が頻出している。

II. カロリング王文書

カロリング王文書のオリジナルのファクシミリ・写真版を一元的に掲載しているものは出版されていない。800年以前については*ChLA*によってこれらを見ることができ、800年以降の文書については、国別にまとめられたものによってでしか参照できない [文献目録 III-8~10]。ここでは、*ChLA*に掲載されているものについては、上記のメロヴィング王文書の場合と同様の表記で文書を表わし、800年以降の文書については、文献目録 III-10にある Sickel, Th. v. und Sybel, H. v. (hrsg.), *Kaiserurkunden in*

Abbildungen, Berlin 1891 を *KUia* と表記して、バイエルン国立図書館の WEB サイト [文献目録 III-10 を参照] で、各文書に与えられている番号を並記する。

カロリング王文書はすべて獣皮紙に書かれており、そのフォーマットは基本的に横長である。初期の王文書の中には、そのフォーマットがいびつなものも存在するが [ChLA., XII, 529, 533]、文書はおおむね横長の長方形をしている。ここでもその大きさは、メロヴィング王文書と同様に極めて多様である。文書の書体は、文書局のクルシーヴァ (*Kanzlei Kursive*) [ChLA., XII] と表現されているが、カロリング小文字 (*minuscule carolina*) への傾斜が強く、現代人の目にはメロヴィング王文書の書体と比較して、はるかに読み易い。文章の書き方は、ピピン3世の文書に多少の揺れはあるものの、現代の書き方に近い、単語と単語との間に基本的に空白を挿入するものである。ただし、前置詞や接続詞など短い単語は次の単語に続けて書かれることが多い。

クリスモンはメロヴィング王文書同様、カロリング王文書にも存在するが、必ずしもすべての文書に書かれているわけではなく、次第に書かれなくなる傾向にある。文書の冒頭のクリスモンは初期の王文書には書かれているが [ChLA., XII, 531 など]、言葉によるインヴォカティオ (*invocatio*) [例: *In nomine Domini Dei et Salvatoris nostri Jesu Christi* など] が使われるようになると、特にルートヴィヒ敬虔王の文書では書かれなくなることが多くなる [KUia., 10, 13, 14, 17, 18, 19 など] が、彼以降の東フランク王の文書では基本的に再び書かれるようになる [KUia., 22, 23, 28, 32, 55 など]。下署・承認欄の前のクリスモンは、下署・承認者の自署であるが [ChLA., XII, 535, 534, 537; KUia., 10, 13, 16 など]、これも9世紀の後半から次第に書かれなくなる [KUia., 27, 28, 30, 32, 55 など]。クリスモンが置かれる今一つの場所は、文書発給日付年月日記載 (*datum*) の前であるが、シャルルマーニュ以前の文書にはこの例は珍しく [ChLA., XV, 598]、ルートヴィヒ敬虔王の文書では頻繁に目にすることができる [KUia., 10 など]。マーク＝メルシオウスキーによれば、ルートヴィヒ敬虔王の伝来するオリジナル文書101通のうち、文書発給年月日記載の前にクリスモンが置かれているのは22通にのぼるといふ [文献目録 IV-9]。しかし、ルートヴィヒ敬虔王の後の文書のこの場所にクリスモンが置かれる例はほとんど見られなくなる。

十字架はカロリング王文書ではピピン3世の文書 [ChLA., XII, 529, 530; XV, 598, 599, 600, 602, 603, 604] とカールマンの文書 [ChLA., XV, 605, 606, 607; XIX, 675] において、シグナムと王の名前の間に見られるが、シャルルマーニュ以降、この位置に書かれることはない。

十字架の替わりに登場するのがモノグランマであり、十字架が書かれていた場所に置かれている。シャルルマーニュ以降、モノグランマは文書を構成する基本的な要素となり [ChLA., XII, 531, KUia., 12, 13, 16, 21, 29, 35, 36, 39, 46, 50, 54 など]、カロリング朝以降の王文書にも引き継がれるが、一方で、モノグランマを欠く文書も存在する [KUia., 10, 14, 17, 18, 19, 23, 24, 25, 41 など]。

承認記号は原則として承認者の自署であったが、ルートヴィヒ＝ドイツ人王以降は本文の書記によるものとなった。

印璽は、メロヴィング王文書同様、蝋製で文書の右下、承認記号の右に付されているが、大きさがメロヴィング王文書のそれに比べて大きくなっている。

メロヴィング王文書とは異なり、王自身による下署はない。

文書の真正性維持のための配慮は、メロヴィング王文書ほどには行なわれていない。行末の語の最後の文字を右に流す例 [ChLA., XII, 531, 536; KUia., 14] や、本文の最後に続けてティロ式速記号を記す例 [KUia., 12, 16, 18, 20, 22 など] が見られるが、出現頻度はメロヴィング王文書のそれに比べてはるかに低い。

カロリング王文書に記されているラテン語は、メロヴィング王文書のそれが俗ラテン語の特徴を顕著に示していたのに対して、少なくともつづり字に関しては、古典ラテン語のそれへの回帰を明らかにしている。この傾向はすでにシャルルマーニュの時期に現れている。

III. 終わりに

以下の諸点を指摘してまとめとしたい。

まず、両王朝で発給されたオリジナルとコピーとを問わず、伝来する文書の数の圧倒的な違いである。メロヴィング王文書の数はカロリング王文書のそれに比較して極端に少なく、従って、伝来している文書、それもオリジナル文書から、メロヴィング王文書の「形」全般を論じるのはいささか危険であろうというのは先に述べたとおりである。一方、カロリング王文書の場合は、逆に、後の時代の王文書と比較して少ないとはいえ、メロヴィング王文書に比べれば非常に多くなるので、研究のための素材に事欠くことはないにしても、大量のオリジナル文書を用いた「形」の研究が十分に行なわれているとはいえない。国制史に偏っていた伝統的な王文書を用いた研究から、新たな研究の地平が臨まれようとしている時、「形」の研究の進展が寄与するところは大きいと考えられる。

これらの問題点を留保した上で、両王朝の王文書の違いに着目すると、例えば社会の中で文字の占める位置（王自身による下署の有無、*scriptura continua* であるか否か、書体の違い）を考えた場合、メロヴィング王文書のもつローマの遺産の継承という側面が見えてくるように思われる。また、個々の図像的な要素の有無や変遷のあり方、とりわけカロリング王文書における諸要素の変化のあり方は意外に大きなものであり、今後の研究課題である。

また、これらの文書が口頭で読み上げられることを前提に作成されていたであろうこと、その場合、文書の形式、そしてそこに含まれる図像的な要素のもつ意味について、メルシオウスキーが呪術的な性格を指摘しているのは〔文献目録 IV-8〕、中世初期における文書のもつ機能を考える上で興味深い。その意味で、本報告では言及しなかったが、この時代において音（＝声）が果たした役割もまた、王文書を考える上での重要な要素であると思われる。

文献目録

I. メロヴィング王文書集

1. Pertz, G. H. (hrsg.), *Monumenta Germaniae Historica. Diplomata imperii*, t. I, Hannover 1872, Unveränderter Nachdruck, Stuttgart 1981.
2. Kölzer, Th. (hrsg.), *Monumenta Germaniae Historica. Diplomata regum Francorum e stirpe merovingica*, 2 Bde., Hannover 2001.

II. カロリング王文書集

1. Mühlbacher, E. u. a. (hrsg.), *Monumenta Germaniae Historica. Diplomata Karolinorum*, t. I: *Die Urkunden Pippins, Karlmanns und Karls des Grossen*, Hannover 1906, unveränderter Nachdruck, München 1991.
2. Schieffler, Th. (hrsg.), *Monumenta Germaniae Historica. Diplomata Karolinorum*, t. III: *Die Urkunden Lothars I. und Lothars II.*, Berlin/Zürich 1966.
3. Wanner, K. (hrsg.), *Monumenta Germaniae Historica. Diplomata Karolinorum*, t. IV: *Die Urkunden Ludwigs II.*, München 1994
4. Kehr, P. (hrsg.), *Monumenta Germaniae Historica. Diplomata regum Germaniae ex stirpe Karolinorum*, t. I: *Die Urkunden Ludwigs des Deutschen, Karlmanns und Ludwigs des Jüngeren*, Berlin 1934.
5. Kehr, P. (hrsg.), *Monumenta Germaniae Historica. Diplomata regum Germaniae ex stirpe Karolinorum*, t. II: *Die Urkunden Karls III.*, Berlin 1937.
6. Kehr, P. (hrsg.), *Monumenta Germaniae Historica. Diplomata regum Germaniae ex stirpe Karolinorum*, t. III: *Die Urkunden Alnohfs*, Berlin 1940.
7. Schieffler, Th. (hrsg.), *Monumenta Germaniae Historica. Diplomata regum Germaniae ex stirpe Karolinorum*, t. IV: *Die Urkunden Zwentibolds und Ludwigs des Kindes*, Berlin 1960.

8. Levillain, L. (ed.), *Chartes et diplômes relatifs à l'histoire de France. Recueil des actes de Pépin Ier et de Pépin II, rois d'Aquitaine*, Paris, 1926.
9. Giry, A., Prou, M. et Tessier, G. (ed.), *Chartes et diplômes relatifs à l'histoire de France. Recueil des actes de Charles II le Chauve*, 3 vols., Paris, 1943-1955.
10. Lauer, Ph. (éd.), *Chartes et diplômes relatifs à l'histoire de France. Recueil des actes de Charles III le Simple*, Paris, 1940-1949.
11. Lauer, Ph. (ed.), *Chartes et diplômes relatifs à l'histoire de France. Recueil des actes de Louis IV*, Paris, 1914.
12. Halphen, L. et Lot, F. (ed.), *Chartes et diplômes relatifs à l'histoire de France. Recueil des actes de Lothaire et de Louis V*, Paris, 1908.

III. ファクシミリ・写真版

1. Bruckner, A. and Marichal, R. (eds.), *Chartae Latinae Antiquiores. Facsimile-edition of the Latin Charters prior to the ninth century*, part XII, Germany III, Dietikon/ Zürich, 1978.
2. Atsma, H. and Vezin, J. (eds.), *Chartae Latinae Antiquiores. Facsimile-edition of the Latin Charters prior to the ninth century*, part XIII, France I, Dietikon/ Zürich, 1981.
3. Atsma, H. and Vezin, J. (eds.), *Chartae Latinae Antiquiores. Facsimile-edition of the Latin Charters prior to the ninth century*, part XIV, France II, Dietikon/ Zürich, 1982.
4. Atsma, H. and Vezin, J. (eds.), *Chartae Latinae Antiquiores. Facsimile-edition of the Latin Charters prior to the ninth century*, part XV, France III, Dietikon/ Zürich, 1986.
5. Atsma, H. and Vezin, J. (eds.), *Chartae Latinae Antiquiores. Facsimile-edition of the Latin Charters prior to the ninth century*, part XVI, France IV, Dietikon/ Zürich, 1986.
6. Atsma, H. and Vezin, J. (eds.), *Chartae Latinae Antiquiores. Facsimile-edition of the Latin Charters prior to the ninth century*, part XIX, France VII, Dietikon/ Zürich, 1987.
7. Tjader, I.-O., Magistrale, F. and Cavallo, G. (eds.), *Chartae Latinae Antiquiores. Facsimile-edition of the Latin Charters prior to the ninth century*, part XXIX, Italy X, Dietikon/ Zürich, 1993.
8. Bruckner, A. (hrsg.), *Diplomata Karolinorum. Faksimile-Ausgabe der in der Schweiz liegenden originalen Karolinger Diplome*, Basel 1969.
9. Lot, F., Lauer, P. et Tessier, G. (éd.), *Diplomata Karolinorum. Recueil de reproductions en facsimile des actes originaux des souverains carolingiens conservés dans les archives et bibliothèques de France*, 5 vols, Paris/Toulouse, 1936-1938.
10. Sickel, Th. v. und Sybel, H. v. (hrsg.), *Kaiserurkunden in Abbildungen*, Berlin 1891.
(<http://mdz1.bib-bvb.de/mdz/kurzauswahl.html?url=http://mdz.bib-bvb.de/digbib/urkunden1/KUiA/>)
11. Lichtbildarchiv älterer Originalurkunden bis 1250 in Marburg. (<http://www.uni-marburg.de/fb06/mag/lba>)

IV. 研究文献

1. Atsma, H. und Vezin, J., Graphische Elemente in den in zeitgenössischer Form überlieferten Dokumenten des Merowingerreiches, in: Rück, P. (hrsg.), *Graphische Symbole in mittelalterlichen Urkunden. Beiträge zur diplomatischen Semiotik (Historische Hilfswissenschaften, Bd. 3)*, Sigmaringen 1996, S. 319-333.
2. Bautier, R.-H., La chancellerie et les actes royaux dans les royaumes carolingiens, ds. *Bibliothèque de l'Ecole des Chartes*, t. 142 (1984), p. 5-80.
3. Brühl, C., Das merowingische Königtum im Spiegel seiner Urkunden, in: Atsma, H. (hrsg.), *La Neustrie. Les pays au nord de la Loire de 650 à 850. Colloque historique international*, t. 1, Sigmaringen 1989, S. 523-533.
4. Brühl, C., Die Editionen der merowingischen Königsurkunden von Mabillon bis Pertz und der Gang der Forschung von Pertz bis heute, in: Brühl, C., hrsg. von Kölzer, T., *Studien zu den merowingischen Königsurkunden*, Köln/ Weimar/ Wien 1998, S. 1-27.

5. Brühl, C., Die Edition von K. Pertz und die künftige Monumenta-Ausgabe, in: Brühl, C., hrsg.von Kölzer, T., *Studien zu den merowingischen Königsurkunden*, Köln/ Weimar/ Wien 1998, S. 28-49.
6. Classen, P., Spätromische Grundlangen mittelalterlicher Kanzleien, (Vortrag, 4. Internationaler Diplomatiker-Kongress Budapest 1973; ungedruckt), in: *Ausgewählte Aufsätze von Peter Classen (Vorträge und Vorschungen*, Bd. 28), Sigmaringen 1983, S. 67-84.
7. Johaneck, P., Probleme einer zukünftigen Edition der Urkunden Ludwigs des Frommen, in: Godman, P. and Collins R. (eds.), *Charlemagne's Heir. New Perspectives on the Reign of Louis the Pious (814-840)*, Oxford, 1990, p. 409-424.
8. Mersiowsky, M., Graphische Symbole in den Urkunden Ludwigs des Frommen, in: Rück, P. (hrsg.), *Graphische Symbole in mittelalterlichen Urkunden. Beiträge zur diplomatischen Semiotik (Historische Hilfswissenschaften*, Bd. 3), Sigmaringen 1996, S. 335-383.
9. Mersiowsky, M., Towards a Reappraisal of Carolingian Sovereign Charters, in Heidecker, K. (ed.), *Charters and the use of the written word in medieval society (Utrecht studies in medieval literacy; 5)*, Turnhout, 2000, p. 15-25.
10. Rück, P. (hrsg.), *Graphische Symbole in mittelalterlichen Urkunden. Beiträge zur diplomatischen Semiotik (Historische Hilfswissenschaften*, Bd. 3), Sigmaringen 1996.
11. Saupe, L., Unterfertigung mit Handzeichen auf Urkunden der Nachfolgestaaten des Westromischen Reiches bis zur Mitte des 8. Jahrhunderts, in: Rück, P. (hrsg.), *Graphische Symbole in mittelalterlichen Urkunden. Beiträge zur diplomatischen Semiotik (Historische Hilfswissenschaften*, Bd. 3), Sigmaringen 1996, S. 99-105.

初期カペー王の文書 —統治と文書形式—

岡崎 敦

0 : はじめに

ここで概観するのは、ユーグ・カペーからフィリップ2世にいたる初期カペー王の文書である。一般には、公権力の弱体化と封建社会の成立から、王権の再構築への移行期として語られるこの時期について、主として、以下の二つの観点から検討してみたい。一つは、文書形式ならびに類型とその時間的変容である。第二は、当該時期におけるフランス王文書のあり方と、これが示唆する王の統治との関係である。

王文書は、文書形式学誕生の経緯が示しているように、もっとも古く、また多くの研究の対象となってきた。当該時期のフランス王についても、基本的には19世紀中に、基本的な政治・制度史的概括の段階は終わり、治世研究もほぼ出揃っている。19世紀に開始された国家的事業による王文書集成については、現在に至るまで、当該時期に関して完成していないが、概観を可能とするだけの史料の収集は確保されているとも判断される。さらに加えて、20世紀末の史料論研究の深まりが王文書にもおよんだ結果、いくつかの新しい観点からの研究が出始めており、現段階において、初期フランス王文書のあり方について、現象レベルおよび研究の問題関心の双方に関して、なんらかの紹介を行うことは十分可能と思われる。なお、史料研究は、伝来の問題を常に念頭に置かねばならず、この点は王文書といえども例外ではない。フィリップ2世の文書伝来率は、おおよそ100分の1と見積もられているが、なにが破棄されやすいのかに関しても、伝来するものからしか検討出来ないのである。

以下、三つの時期に分けて、論じることとする。

1. ユーグ・カペーからアンリ1世まで

987年に王位についたユーグ・カペー(987-996)から、ロベール2世(996-1031)をへて、アンリ1世(1031-1060)までの時期は、基本的に、カロリング文書の継承から、「墮落」への過程と捉えられている。

ロベール2世の治世を通じてとりわけ進行したとされる「墮落」現象とは、以下のようなものである。まず文書の外層的特徴としては、かつて王文書を特徴づけていたレイアウトや書体等についての配慮が消滅することが挙げられる。内層面では、書式が多様化し、過去から継承した諸要素と、私文書の特徴からなる新しい要素がパッチワークされる。文書発給に関しては、まず有効性保証手段として、カロリング・システム(モノグラム、文書局長の承認、印璽)に加えて、十字架や第3者の下署が加わるのが重要である。さらに、文書化されなかったらしい王の法行為の言及が増え、第3者発給になる文書への王の下署の事例、さらには受益者作成の文書の出現も加えて、王の文書発給活動が「衰えた」と評価されてきた。

文書の発給状況と統治の関係についても、並行現象が見られる。アンリ1世期には、発給者の地理的範囲が、北フランスの一部に縮小する一方、1030年ごろには、伝統的に王権の最大の支持者であった諸侯、司教層が文書に言及されなくなり、同時期出現する証人欄に現われるのは、パリ周辺の中小貴族たちである。これらは、王権の実質的勢力範囲が、地理的にも社会層としても、縮小したことを示している。

文書局についても同様の変容がかいま見れる。archicancellariusを長とする王文書局を、カペー家はカロリング家から継承したと考えられ、ランス大司教アダルベロンが王朝の交替を通じてこれを差配して

いた。しかしながら、11世紀初頭を通じて、この職が空位となり、本来は書記であった cancellarius が実質的な王文書発給の責任者へと昇格したらしい。彼らは、基本的には王室礼拝堂の聖職者であり、文書局のキャリアののちに司教職に転任する傾向がある。

最後に、文書数と内容である。この時期の平均文書数は、一年2通程度であり、これは末期カロリング王とほぼ同じである。内容は、カロリング王文書を特徴づけていた特権授与文書が減少し、小規模な諸権利の譲渡や、第三者の法行為の確認が増加する。

以上の「墮落」現象については、しかしながら、近年見直しの提言が行われている。まず11世紀文書の形式的「混乱」は、ただちに王権の弱体化を意味しないと説かれる。「混乱」と見えるものは、11世紀社会への「適合」であり、第三者の文書への下署は、たとえば強力なノルマンディ侯においても確認出来る現象で、この時期にあつては王文書の替わりの役割を果たしたと考えられる。受益者作成の文書の存在に関しても、これを文書局の機能の低下と考えるべきではない。カロリング末期とさして変わらない、きわめて低い発給文書数が示しているのは、むしろ恒常的な文書局活動などそもそもなかったということであろう。王の周囲に存在したのは、王宮礼拝堂聖職者集団だけであり、彼らが、まれに文書作成も担当したというだけである。他方、文書の生産に恒常的に従事していたのは、とりわけ古い歴史を誇る権勢ある教会・修道院であり、そこでだけ、定式性の高い文書を作成しえたのである。王権サイドでは、印璽付与による最終的な処理をすればよいのであり、受益者が自分で準備出来ない場合に、文書局が機能せざるをえないという状況を想定すべきである。

以上をまとめれば、この時期の王文書が、多様な姿を呈していることは事実であり、それが当該時期の王権の多面的なありようの反映であるとはしても、一般的な「王権の衰退」を語るべきではないということになる。

2. フィリップ1世からルイ6世へ

この2人の王については（それぞれの治世年は、1060-1108年および1108-37年）、文書集成が完成しており、もっとも研究が進んでいるといえる。集成に収録されている文書数は、それぞれ、178および457通である。この2人の王の治世期については、以下のような、細かな時期区分が提案されている。

まず1060年から67年にかけては、前の時期の特徴である、「王文書の私文書化」が継承され、部分的にさらに進行する。1067年から72年ごろ、旧来のディプロームが、形式が簡略化されたプレセプトという文書形式へと変質し、これはさらに、その形式性の高低から大小に二分される。1073年から1106年にかけては、新形式が定着し、次代の新しい特徴が出現する（四大官職、王名のイニシアル表示など）。さらに、外層および内層の両面で、きわめて簡素な形式しか持たない令状（マンドマン）が初出するが、役人への行政命令であるこの文書類型はきわめてわずかしか伝来していない。1106-1112/13年は、古い要素と新しい要素が同居しながらも、12世紀の新しい文書形式の規格化が進行する時期であり、なにより、エチエンヌ・ド・ガルランドの文書局長期に一致する。1112/13-1120年は、文書局長提示書式やぶら下げ印璽の導入など、固有の特徴が見られる。1120-27年には、少数の緊密な文書局書記集団が確認され、小プレセプトの形式が確定する。エチエンヌが失脚した1127年以降は、書記団の明らかな再編が見られ、小プレセプトが一時的に消滅するが、1132年の彼の復権と同時に、すべてが旧に復する。さらに興味深いのは、ルイ6世の治世の末期には、ディプロームの系譜を引くプレセプトと区別されたかたちで、より簡略されながらも、文書の内容という点では諸権利の付与の役割を担い続ける新形式が登場する。レットル・パタントと呼ばれる文書類型がそうであり、12世紀末以降は、プレセプトに替わって、事実上王文書の階梯の最上位に位置することになる。

この時期は、受益者作成の伝統が持続するなど、文書形式の恒常的な規則が不在である一方で、文書局が、従来のあり方を脱して、新しい慣行を樹立する指向性を示し始めた時期である。この動きは、文

書局長エチエンヌ・ド・ガルランドと彼が率いる一群のテクノクラート集団によって代表される。12世紀のフランス王の文書局とは、しかし、固有の場所と定まったスタッフからなる固定した集団ではない。文書書体の精緻な検討から、この時期の文書局書記は、司教座教会を初めとする、パリの複数の教会の聖職者たちがその都度兼ねていたことが明らかにされており、強力なリーダーを中心とする人間集団として理解されるべきである。

3. ルイ7世からフィリップ2世へ

試行錯誤のなかの発展という、12世紀という時代を象徴するようなルイ7世の治世(1137-80)と、明確な制度化が進行したフィリップ2世の時期(1180-1223)は、文書形式面でも、同様な現象を見出すことができる。

ルイ7世については、カタログでは798通が数えられている。文書形式においては、先王の文書局をそのまま引き継いだため、当初は12世紀初めの特徴をも示していたが、1140年代には、王権周囲の「教会改革派」の巻き返しと連動して、文書局の刷新が生じ、形式面では一部教皇文書の書体の影響を受けた。その後、パリ司教座教会参事会員で教師の肩書きを有したユージュが、(おそらくはその非政治的な立場ゆえに)1150-72年の長期にわたって文書局長職を担うが、その後、この職は空席とされるに至る。ルイ7世期には、王の側近集団間の闘争が繰り返され、結果として、重要官職の再編と空位が生じているが、文書局においても同様の事態が確認されるのである。

ルイ7世紀には、印璽についても、試行錯誤が生じている。ぶら下げ印璽への統一が確保される一方で、この王は、アリエノールとの結婚によってアキテーヌを得たことから、二つの肩書きにそれぞれ対応する両面印璽を一時的に使用した。他方、古代のアンタイユを利用して裏印璽としたり、印璽接続素材として絹の組み紐が増加しているのは、東方の影響と考えられている。

文書類型については、以下の分類が定まる傾向をはっきり見せている。まず、もっとも高い定式性を誇るプレセプト(ディプローム)がある。12世紀を通じて、多くの恵権利証書がこの形式のもとに発給され続けた。続いて、外層・内層の両面で、プレセプトを簡略化したものとして、レットル・パタントがさらに二種類に分化する。一つは、別名王のシャルトと称するもので、プレセプトから、インヴォカチオ、モノグランマ、四大官職等の言及を欠く。いま一つは、さらに形式が簡略化し、強固部が省略される狭義のレットル・パタントである。以上はいずれも一般的宛先を有するのに対して、マンドマン(令状)および、レットル・ミッシヴ(書簡)は、宛先が特定されている。いずれも、以前の未定型状態を脱して、一定の形式化が完了する。これらは、いずれも少数しか伝来しないが、とりわけ後者は、オリジナルは皆無で、相当数のコピーが、文書局長ユージュの書簡集のなかに再録されるかたちで伝来している。これらの伝来状況は、書簡系文書の生成と機能について、さまざまな示唆を与えてくれるだろう。

フィリップ2世については、現在1824通が数え上げられているが、伝来率は100分の1と見積もられるほか、新たな発見により、さらに増える可能性がある。この時期の最大の特徴は、王文書業務の制度化であり、その後の文書のあり方の基本ラインがしかれたものと思われる。文書局長は不在のままであったが、*custos sigilli*の肩書きを有したゲランが、実際には文書行政を仕切っており、自身も、治世の末期には一時的に文書局長として現われる。フランス王の文書局は、これ以降、政治的重要人物の関与のない、純粋な文書行政部局であり続けるであろう。他方、文書局には、おそらくは業務遂行の内部資料として、この時期帳簿が出現した。大部分は、雑多の資料群をまとめたいわゆる文書集であるが、王文書の控えが一部に混じっており、13世紀末にはこの作業が体系化するであろう。最後に、なにより文書類型と形式がほぼ確定した。プレセプト=ディプロームは発給されてはいるが、その数を大きく減らし、その機能をシャルトによって代替されるに至った。さらに、同じく一般的宛先を持ちながら、定式性が劣るレットル・パタント、役人や従属者たちへの命令伝達に利用されるマンドマンが、その数を大きく

増やしたものと思われる。12世紀末以降の文書は、文書数の激増との関係からか、全般的な規格化の傾向が著しく、前代のようなフォルマやレイアウト、さらには書式等における顕著な違いは見られない。むしろ、これらの文書類型の区別は、印璽に関して、明確に視覚化されている。ディプロームとシャルトは、緑のロウ（さらには、絹の組み紐による接着がシャルトにも適用された）の利用で他の類型と明確に区別される。レットル・パタントについては、黄色のロウと二重尾形式による接着、マンドマンは、同じく黄色のロウに一重尾形式が採用される。後者については、のちには、王印璽の多元化の結果として、大印璽が使用されなくなった。

おわりに

初期カペー王文書形式・類型は、当初のカロリング伝統の継承から、「危機」の時代における新様式への模索を経て、12世紀後半における制度化の進行という歴史をたどった。

文書形式と統治行為との関係については、以下の諸点を指摘出来るだろう。第一に、文書の類型や形式の選択、さらには他者の文書への下署行為などは、王権の機能と受容、すなわち当該時期における王権のありようを直截に表現している。第二に、とりわけ11世紀末以降に進行したのは、文書行為の頻発化を前提とする、類型・形式の明確化とそれらの使い分けであったと思われる。これは、この時期の王権の具体的機能の反映である。第三に、文書内容と形式との関係である。カロリング期以来、大陸の王文書とはなにより、一般的宛先・告示定式を有する権利証書であり、ここからは、王権の性格自体が「特権付与型」であったと表現できよう。これに対して、役人への行政命令が11世紀末に登場し、おそらくは増加の一途をたどったことは、12世紀を通じての「行政王権」的性格の進化を示している、と一応を説明出来よう。

最後に、文書作成という現象それ自体について一言して、本稿を終える。この時期、王文書を作成していたのは、文書局と受益者のどちらかである。王文書局については、これを固い制度としてイメージしてはならない。初期には、存在するのは王宮礼拝堂の、12世紀には特定のリーダーによって差配され、別個の教会に禄を得ている、それぞれ聖職者たちによって構成されるゆるい集団にすぎない。エチエンヌやゲランとその仲間たちについての政治社会論的視座こそ、求められる。受益者については、これを単純に、文書局＝王権の機能の低下・弱体化として考えるはならない可能性がある。ある時期において、王文書や王の行為はどのようなものと考えられていたのか、文書を実際に作成出来たのはだれなのか、そして、なにより、他者が物理的に準備する文書行為を、王権自身はどのように認識していたのか等が、それ自体として検討課題となりえるのである。

Sources et Bibliographie

A. Editions d'actes

PROU, M., éd., *Recueil des actes de Philippe Ier, roi de France*, Paris, 1908.

DUFOUR, J., éd., *Recueil des actes de Louis VI, roi de France (1108-1137)*, Paris, 1991/4, 3 vol.

MONICAT, J., BOUSSARD, J., NORTIER, M. et FAVIER, D. J., éd., *Recueil des actes de Philippe Auguste, roi de France*, Paris, 1916/43/66/79/2004/05, 6 vol.

BALDWIN, J. W., éd., *Les registres de Philippe Auguste. Vol. I: Texte*, Paris, 1992.

DALAS, M., éd., *Les sceaux des rois et de régence, t. II du Corpus des sceaux français du Moyen Age*, Paris, 1991.

B. Catalogues d'actes et études de règnes

- LOT, F., *Etudes sur le règne de Hugues Capet et la fin du Xe siècle*, Paris, 1903.
- PFISTER, C., *Etudes sur le règne de Robert le Pieux (996-1031)*, Paris, 1885.
- NEWMAN, W. M., *Catalogue des actes de Robert II, roi de France*, Paris, 1937.
- SOEHNEE, F., *Catalogue des actes de Henri Ier, roi de France (1031-1060)*, Paris, 1907.
- FLICHE, A., *Le règne de Philippe Ier, roi de France (1060-1108)*, Paris, 1912.
- LUCHAIRE, A., *Louis VI le Gros. Annales de sa vie et de son règne (1081-1137)*, Paris, 1890.
- LUCHAIRE, A., *Etudes sur les actes de Louis VII*, Paris, 1885.
- PACAUT, M., *Louis VII et son royaume*, Paris, 1964.
- DELISLE, L., *Catalogue des actes de Philippe-Auguste*, Paris, 1856.
- BALDWIN, J. W., *The Government of Philip Augustus. Foundations of French Royal Power in the Middle Ages*, Berkeley/Los Angeles/London, 1986.
- PETIT-DUTAILLIS, C., *Etude sur la vie et le règne de Louis VIII (1187-1226)*, Paris, 1894.

C. Manuels et colloques

- GIRY, A., *Manuel de diplomatique*, Paris, 1894.
- LUCHAIRE, A., *Histoire des institutions monarchiques de la France sous les premiers Capétiens (987-1180)*, Paris, 2e éd. avec t. II, 1891, 1883. 2 vol.
- LOT, F. et FAWTIER, R., *Histoire des institutions françaises au Moyen Age, t. II. Institutions royales (les droits du Roi exercés par le Roi)*, Paris, 1958.
- TESSIER, G., *Diplomatique royale française*, Paris, 1962.
- GUYOTJEANNIN, O., PYCKE, J. et TOCK, B.-M., *Diplomatique médiévale*, Turnhout, 1993.
- BISTRICKY, J., éd., *Typologie der Königsurkunden. Kolloquium de Commission Internationale de Diplomatique in Olmütz, 30.8 - 3.9. 1992*, Olmütz, 1998.
- BAUTIER, R.-H., éd., *La France de Philippe Auguste. Le temps des mutations. Actes du Colloque international, Paris, 29 septembre - 4 octobre 1980*, Paris, 1982.
- PARISSE, M. et BARRAL I ALTET, X., éd., *Le roi de France et son royaume autour de l'an Mil*, Paris, 1992.

D. Etudes de cas

- BAUTIER, R.-H., Le sceau royal dans la France médiévale et le mécanisme du scellage des actes, dans *Les sceaux des rois et de régence*, pp.15-34.
- BAUTIER, R.-H., Les actes de la chancellerie royale française sous les règnes de Louis VII (1137-1180) et Philippe Auguste (1180-1223), dans *Typologie der Königsurkunden*, pp.101-113.
- BOURNAZEL, E., *Le Gouvernement capétien au XIIe siècle. Structures sociales et mutations institutionnelles*, Paris, 1975.
- DUFOUR, J., Etat et comparaison des actes faux ou falsifiés intitulés au nom des Carolingiens français (840-987), dans *Fälschungen im Mittelalter. Internationaler Kongre 7 der Monumenta Germaniae Historica, München, 16.-19. September 1986. Teil IV: Diplomatische Fälschungen (II)*, Hannover, 1988, pp.167-210.
- DUFOUR, J., Louis VI, roi de France (1108-37), à la lumière des actes royaux et des sources narratives, dans *Académie des Inscriptions et Belles-Lettres. Comptes rendus des séances*, 1990, pp.456-82.
- DUFOUR, J., Typologie des actes de Philippe Ier (1060-1108) et de Louis VI (1108-1137), rois de France, dans *Typologie der Königsurkunden*, pp.65-99.
- GASPARRI, F., *L'écriture des actes de Louis VI, Louis VII et Philippe Auguste*, Genève/Paris, 1973.

- GUYOTJEANNIN, O., Les actes établis par la chancellerie royale sous Philippe Ier, dans *Bibliothèque de l'Ecole des Chartes*, 147, 1989, pp.29-48.
- GUYOTJEANNIN, O., Le monogramme dans l'acte royal français (Xe - début du XIVe siècle), dans *Graphische Symbole in mittelalterlichen Urkunden. Beiträge zur diplomatischen Semiotik*, hrsg. von P. RUCK, Sigmaringen, 1996, pp.293-317.
- GUYOTJEANNIN, O., Actes royaux français. Les actes des trois premiers Capétiens (987-1060), dans *Typologie der Königsurkunden*, pp.43-63.
- LEMARIGNIER, J.-F., *Le gouvernement royal aux premiers capétiens (987-1108)*, Paris, 1965.
- NEWMAN, W. M., *Le domaine royal sous les premiers capétiens (987-1180)*, Paris, 1937.
- NORTIER, M., Les actes de Philippe Auguste: notes critiques sur les sources diplomatiques du règne, dans *La France de Philippe Auguste*, pp.429-53.

王文書史料論へのコメント

足立 孝

本科研プロジェクトは、2006年7月8日・9日の両日にわたり、九州大学文学部西洋史研究室において「1200年ごろまでのイングランドと大陸王文書の比較研究」と題する研究報告会を開催し、イングランド研究者による2報告と大陸の専門家による2報告を軸に、多数の出席者による活発な討論を得て大いに盛況をみた。イングランドと大陸とで王文書の展開過程に顕著な差異がみられたこと自体はよく知られているが、その具体的な内容まで踏みこんだ作業は思いのほか多くなく、王文書をめぐる理解が確実に深まると同時に、新たな論点もまた浮き彫りになったように思われる。いずれにせよ、報告の水準もさることながら、検討の対象が特定の文書類に限定されていたこともあって、本プロジェクトが掲げる比較研究という目的に最も合致した質の高い研究報告会となった。以下では各報告の概要をごく簡単に振り返りながら、全体を通して得られた印象をコメントとして付け加えたい。

イングランド関係の2報告はそれぞれアングロ・サクソン期からヘンリ2世治世までの王文書の展開過程の概観(森貴子「中世イングランドにおける王文書の展開—ヘンリ2世期まで—」)と、ヘンリ2世の王文書をめぐる個別研究(安部恵里香「ヘンリ2世の王文書—大陸関係の文書の分析—」)であり、両報告を通じて12世紀末葉までのイングランド王文書を一望することができた。森報告では、国王証書(diploma)と令状(writ)という王文書の2大類型の生成と展開の過程が、アングロ・サクソン期からノルマン征服を経て12世紀末葉までの時間的枠組みの中で展望されている。なかでも興味深いのは、古英語使用、印璽、簡潔な書式、さらに日付・証人欄の不在といった特徴を示す令状が10世紀末葉から次第に国王証書にとってかわり、後者の形式と機能をも継受しながらノルマン征服後も連続的な展開をみせ、イングランドにおいても大陸においても王文書固有の形式をなしてゆくことであろう。安部報告ではこうした経緯が直接言及されることはなかったが、とくに大陸の領土に発給されたヘンリ2世文書の体裁の緻密な分析によって、従来の国王証書のように権利賦与を目的とする文書でさえ令状型の簡素な書式が用いられていたことが十分に理解された。

大陸関係では、梅津教孝「メロヴィング王文書とカロリング王文書—その形の比較を中心に—」と岡崎敦「初期カペー王の文書—統治と文書形式—」の2報告が準備された。梅津報告では、メロヴィング期とカロリング期の王文書をめぐって、支持素材の形状、書体、書式、国王や承認者の下署の有無、印璽といった外装の比較に加え、発給された王文書がいかんにか使用されたかという観点からラテン語の質や読み上げ時の音にまで議論がおよぶじつに濃密な報告となった。これを引き継ぐ形で展開された岡崎報告では、初期カペー朝王権の統治実践と王文書形式の相互関係を軸として、受益者作成、第三者の副署、第三者文書への国王下署などを特徴とする王文書の「私文書化」の時代(11世紀)から、王権の伸張と文書局の整備による王文書固有の新様式(書式や印璽の統一、用途に応じた個別書式や印璽の生成など)の模索とその制度化の時代(12世紀)までが展望された。ことに後者は、カロリング朝末期以来の文書形式の展開過程を王権の統治行為の性格と照らし合わせながら検討しており、王権そのものの性格が行政王権、特権賦与型王権、行政王権の順で展開したと指摘されている。

ここで明らかにされたイングランドと大陸の差異は、使用言語や書式、印璽の普及を含め、王文書がほぼ逆の展開過程をたどっているということであった。ただ、それは当然ながら文書形式の問題にとどまらず、王権の統治行為そのものの評価と、それを可能にしてきた従来の理解の枠組みの再検討を必要とするであろう。また、岡崎報告のように問題をそこまで拡大すれば、何をもって王文書とみなしうるかという根本的な問いも必然的に出てくることになるであろう。その意味では、安部報告がとくにヘンリ2世在位期間の大陸統治をめぐって部分的に言及していたように、イングランドにおける令状型の王

文書の展開過程を王権の性格と統治実践のありようと結びつけて検討する試みがより意識的になされれば、全体の理解はさらに深まったように思われる。

最後に、11世紀スペインを専門とする筆者としては、第三者、とりわけ有力貴族の下署の有無がいか
に解釈されるかが若干気になった。実をいうと、これはわれわれにとっても解釈の定まっていない論点
の一つである。事実、スペイン学界では下署の存在が、王権が単独で実効力のある文書を発給できない
ことの証とみなされるのに対して、フランス学界、わけでも「紀元千年の変動」を積極的に認める立場
からはその不在ないし消滅が、王権の失墜と貴族権力の独立傾向をものがたる根拠として扱われている
のである。王文書の「私文書化」の度合いが高い（あるいは行政文書の伝来数が圧倒的に少ない）スペ
イン北部ならではの問題設定といえればそれまでであるが、こうした所見からみても、王文書研究のむず
かしさは、テキストそのものの分析を王権の神聖性や統治実践といったテキスト外的な要因に結びつけ
なければそれ自体成立しないという点にあると実感されるのである。